

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	源泉徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

内子町は、源泉徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

内子町長

公表日

令和8年3月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	源泉徴収に関する事務
②事務の概要	所得税法等に基づき、報酬等の所得を支払う者が、その所得を支払う際に所定の方法により所得税額を計算し、支払金額からその所得税額を差し引いて国に納付する事務である。また、復興特別所得税においても、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生じる所得のうち、所得税の源泉徴収の対象とされている所得については、所得税を徴収する際に、復興特別所得税を併せて徴収し、徴収した所得税と併せて納付する制度となっている。 本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ・所得税法による報酬等に係る源泉徴収及び支払調書の提出等に関する事務
③システムの名称	1. 財務会計システム 2. 源泉徴収システム
2. 特定個人情報ファイル名	
債権者情報ファイル、源泉徴収ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第4項 2. 国税通則法(昭和37年法律第66号)・第124条(書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等) 3. 所得税法(昭和40年法律第33号)第194条(給与所得者の扶養控除等申告書)第1項等、税務関係書類に個人番号の記載を求めている規定 4. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(以下「別表主務省令」という。)(平成26年内閣府・総務省令第5号)第30条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	内子町総務課
②所属長の役職名	総務課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	内子町企画情報課 郵便番号:795-0392 住所:愛媛県喜多郡内子町平岡甲168番地 電話番号:0893-44-6151
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	内子町総務課 郵便番号:795-0392 住所:愛媛県喜多郡内子町平岡甲168番地 電話番号:0893-44-6150
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月2日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月2日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	取得した特定個人情報は複数人で確認し、入力不備がないようにしている。また特定個人情報が記載されている書類は施錠できる場所へ保管し、紛失・漏えいがないように努めている。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考え。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システム利用にあたっては、端末を2要素認証(指静脈、パスワード)でアクセス制限している。また人事異動時にシステムへのアクセス可能な職員を設定することで、不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えます。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	総務課長 宮野照三	総務課長 山岡 敦	事後	人事異動に伴う変更
平成29年7月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	2015/3/1	2017/4/1	事後	時点修正
平成29年7月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱人数	2015/3/1	2017/4/1	事後	時点修正
平成31年4月15日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	総務課長 山岡 敦	総務課長	事後	記載要領変更に伴う修正
平成31年4月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	2017/4/1	2019/4/1	事後	時点修正
平成31年4月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱人数	2017/4/1	2019/4/1	事後	時点修正
平成31年4月15日	IV リスク対策	なし	「IV リスク対策」に記載のとおり	事後	様式変更に伴う変更
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	2019/4/1	2020/4/1	事後	時点修正
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱人数	2019/4/1	2020/4/1	事後	時点修正
令和2年12月17日	II-1及び2 いつ時点の計数か	2020/4/1	2020/12/17	事後	再評価の実施
令和8年3月27日	I-3	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条、第19条及び別表第一(38の項) 4. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下「別表第一省令」という。)(平成26年内閣府・総務省令第5号)	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第4項 4. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(以下「別表主務省令」という。)(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第30条	事後	
令和8年3月27日	I-7	内子町総務課	内子町企画情報課	事後	
令和8年3月27日	II-1,2	2020/12/17	2026/3/2	事後	
令和8年3月27日	IV1~9	1~9項目	2項目追加し、1~11項目に変更	事後	